

静岡県公安委員会規則第20号

静岡県集団示威運動等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年10月7日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

静岡県集団示威運動等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県集団示威運動等に関する条例施行規則（昭和36年静岡県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申請書の様式)</p> <p>第3条 条例第4条第1項の規定による許可申請書の様式は、<u>別記様式第1号</u>のとおりとする。</p> <p>(書面の様式)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる書面は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による書面</p> <p>ア 許可をしたとき <u>別記様式第2号</u></p> <p>イ 条件を<u>附して</u>許可をしたとき <u>別記様式第3号</u></p> <p>ウ 許可をしないこととしたとき <u>別記様式第4号</u></p> <p>(2) 条例第7条第3項の規定による書面 <u>別記様式第5号</u></p> <p>(書面の交付要領)</p> <p>第5条 条例第7条第1項又は第3項の規定による書面の交付は、当該許可申請書を受理した警察署長を経由して<u>行なう</u>ものとする。</p> <p>2 前項の場合において、当該警察署長は、書面の授受を明らかにするため、<u>別記様式第6号</u>の受領書を徴するものとする。</p>	<p>(申請書の様式)</p> <p>第3条 条例第4条第1項の規定による許可申請書の様式は、<u>様式第1号</u>のとおりとする。</p> <p>(書面の様式)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる書面は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による書面</p> <p>ア 許可をしたとき <u>様式第2号</u></p> <p>イ 条件を<u>付して</u>許可をしたとき <u>様式第3号</u></p> <p>ウ 許可をしないこととしたとき <u>様式第4号</u></p> <p>(2) 条例第7条第3項の規定による書面 <u>様式第5号</u></p> <p>(書面の交付要領)</p> <p>第5条 条例第7条第1項又は第3項の規定による書面の交付は、当該許可申請書を受理した警察署長を経由して<u>行う</u>ものとする。</p> <p>2 前項の場合において、当該警察署長は、書面の授受を明らかにするため、<u>様式第6号</u>の受領書を徴するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号を次のように改める。

道路交通法の
許可を要する
ものの手数料
収入証紙貼付
欄

年 月 日	
静岡県公安委員会 殿	
主催者氏名	
集団示威運動等に関する許可申請書	
1	名称及び目的
2	主催者の住所、氏名 及び年齢並びに主催 団体の名称及び主たる 事務所の所在地
	(住所) (氏名) (年齢) (電話) (団体名) (所在地) (電話)
3	開始及び終了の日時
4	実施場所及び行進を伴うものについてはその進路（略図は別添とすること。）
5	参加予定人員及び車両数（2以上の参加団体がある場合は、その団体別内訳）
6	現場責任者の住所、氏名及び年齢
	(住所) (氏名) (年齢)
7	連絡責任者の住所、氏名及び年齢
	(住所) (氏名) (年齢) (電話)

様式第 6 号を次のように改める。

様式第6号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

受			領			書		
集団示威運動等に関する静公委指令第						号の書面を確かに受け取りました。		
年			月			日		
						午前		
						午後		
						時		
						分		
						主催者又は連絡責任者		
						住所		
						氏名		
静岡県公安委員会 殿								

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県集団示威運動等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出されている申請書等は、改正後の静岡県集団示威運動等に関する条例施行規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。